

平成21年(ネ)第5746号
損害賠償請求控訴事件
控訴人 アブドゥル アジズ 外
被控訴人 国 外

証拠 言明 書

2011年5月28日

上記控訴人ら訴訟代理人

弁護士 奥 村 秀 二



東京高等裁判所 第17民事部 御中

言明

番号	枝番	標 目		原・写	作成年月日	作 成 者
		立 証 趣 旨 等				
甲A	89	「世界銀行」(抄本)	写し	1994/2/20	鷺見一夫著	
世界銀行の概要、世界銀行の開発アプローチの手法、国際復興開発基金 (IBRD) の概要、国際開発協会 (IDA) の概要、世界銀行と貧困問題について、1983年「環境ガイドライン」等策定の経緯、世界銀行と移住問題について、1980年「非自発的移住ガイドライン」策定の経緯、世界銀行と先住民問題について、1982年「世銀融資プロジェクトにおける部族民」策定の経緯、世銀とNGOとの関係等。						
甲A 90	1	新聞記事 最高裁判所クドゥン・オ ンボ住民の訴えを認める	写し	1994/7/7	コンパス紙	
クドオンボ・ダム住民訴訟に関するインドネシア共和国最高裁による判決の内容。						
甲A 90	2	命に関わるクドゥン・オ ンボ再定住失策の最新情 報	写し	1995/1	パトリック・マッカリー著	
スハルト大統領の圧力により、クドオンボ・ダム住民訴訟に関する最高裁判決が異例の早さで取り消されたこと等。						
甲A 91		新聞記事 (写)	写し	① 2000/4/28 ② 2000/10/5 ③ 2000/10/6 ④ 2000/6/1 ⑤ 2002/2/15 ⑥ 2002/3/12	マニラ新聞社	
バタンガス港拡張事業の概要、住民らが強制排除に対して反対運動を展開						

		し、裁判においても住民らに対して勝訴判決が下されたこと、フィリピン最高裁において、フィリピン政府が責任を認める内容の和解が成立し、決着を見ていること。			
甲A 9 2		世銀融資プロジェクトにおける非自発的再定住に 関連する社会問題	写し	1980/2	世界銀行
	1980年2月、「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的移住に関連した社会問題」と題された業務マニュアル書が策定されたこと、同マニュアル書の内容。				
甲A 9 3		世銀出資プロジェクトにおける非自発的再定住の 取り扱いに関する事業政 策の諸問題	写し	1986/10/10	世界銀行
	1986年10月、「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的移住の取り扱いに関する業務政策問題」と題された業務政策覚書が策定されたこと、同業務政策覚書の内容。				
甲A 9 4		「国際開発コンサルタントのプロジェクト・マネジメント」(抄本)	写し	2003/12/20	コーニング総合研究所
	国際開発コンサルタントが成すべき業務、立場、倫理などの概要等。「行動規範」等において、国際基準等への妥当・適切な配慮を行うことが定められていること。				
甲A 9 5		「新体系土木工学別巻：海外建設プロジェクトと建設輸出」(抄本)	写し	1982/4/15	石川六郎著
	鹿島建設株式会社名誉会長、日本商工会議所第15代会頭であった石川六郎氏が編著をつとめた著書。海外建設プロジェクト業務の概要、プロジェクトの形成にあたって社会環境面に配慮することがコンサルタントの責務であること等。				
甲A 9 6 1, 2		「途上国の経済開発」上 及び下 (抄本)	写し	1988/4/14	ウォーレン・C・バウム、 ストークス・M・トルバート著 細見 卓監修 O E C F 開発援助研究会訳
	世界銀行の35年の経験と教訓の概要、開発プロジェクトにおける社会分析の重要性等。				
甲A 9 7		「東電設計30年の歩み」(抄本)	写し	1991	東電設計株式会社
	東電設計の会社概要、東電設計が世界銀行(IBRD)に業務登録していること、東電設計は数多くの海外プロジェクトを受注しており、海外プロジェクトの「専門家」としての知識・経験を有すること等。				
甲A 9 8		インドネシアグレシック 火力発電プロジェクト	写し	1994/6/15	東電設計株式会社

		(「開発コンサルタントの記録」より)			
		インドネシア・グレシック火力発電プロジェクトについて世界銀行から日本の ODA に融資元が変更になる機会に、東電設計が関与していることから、東電設計は当時の世界銀行の社会環境配慮にかかる業務マニュアル等を認識していたこと等。			
甲 A 9 9		調査委託標準仕様書 環境調査にかかる仕様書が業務内容を定めた大部に及ぶ詳細なものであること。	写し	2010/4	東京都港湾局
甲 A 1 0 0		ODA 貸し付けのための一般的融資条件 JBIC が定めた ODA の貸付条件の内容。第 5 条が支払に関する条項であり、第 6 条が損害賠償に関する条項であること、及びこれらの条項違反があれば支払いの停止、融資の中止等を行う権限が日本側にあること。	写し	1999/10	日本国際協力銀行
甲 A 1 0 1		円借款事業評価研修テスト 国際協力銀行による円借款事業評価の位置付・手法、DAC の評価 5 項目に従った評価手法が取られていること等。	写し	2008/2	国際協力銀行プロジェクト開発部開発事業評価室
甲 A 1 0 2		建築設計監理者の責任 (「新・裁判実務大系建築関係訴訟法」より) 建築設計監理者が「専門家」としての責任を負う立場にあること、その責任の内容等。	写し	1999/11/29	小久保孝雄
甲 A 1 0 3		「建築設計・管理・確認—建築家をめぐる法律問題ー」(抄本) 建築設計監理者が「専門家」としての責任を負う立場にあること、その責任の内容等。	写し	1988/11/20	安藤一郎
甲 A 1 0 4		工事事故と注文者の不法行為責任 (「裁判実務大系不法行為訴訟法 (2)」より) 工事請負人が請け負った業務を遂行する過程において第三者に対して損害を与えれば、当然に民法 709 条に基づく不法行為責任の問題が生ずること、また、注文主からの注文・指図に過失があり、その注文・指図に基づき業務を遂行するならば第三者に対して被害が発生することを見・認識できたの場合にも、工事請負人に民法 709 条に基づく不法行為責任の問題が生ずること。	写し	1987/11/16	滝澤孝臣
甲 A 1 0 5		建築工事請負人の不法行為責任 (「新・裁判実務大系建築関係訴訟法」より) 工事請負人が請け負った業務を遂行する過程において第三者に対して損害	写し	1999/11/29	白石史子

を与えれば、当然に民法 709 条に基づく不法行為責任の問題が生ずること、また、注文主からの注文・指図に過失があり、その注文・指図に基づき業務を遂行するならば第三者に対して被害が発生するであることを予見・認識できたの場合にも、工事請負人に民法 709 条に基づく不法行為責任の問題が生ずること。